

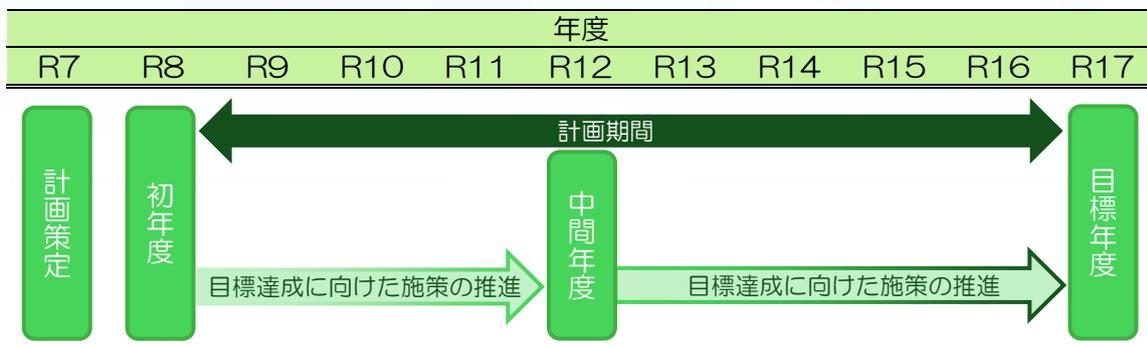
## 弘前市一般廃棄物処理基本計画【概要版】（案）

## 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物の減量化・資源化や、生活排水を含めた適正な処理を推進するための基本的な方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

また、上位計画の「弘前市総合計画」や「弘前市環境基本計画」との整合性を図るとともに、一般廃棄物の処理について長期的視点から整理しています。

本計画の計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、計画目標年度を令和 17 年度に設定します。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、令和 12 年度を中間目標年度に設定します。



## ごみ処理基本計画

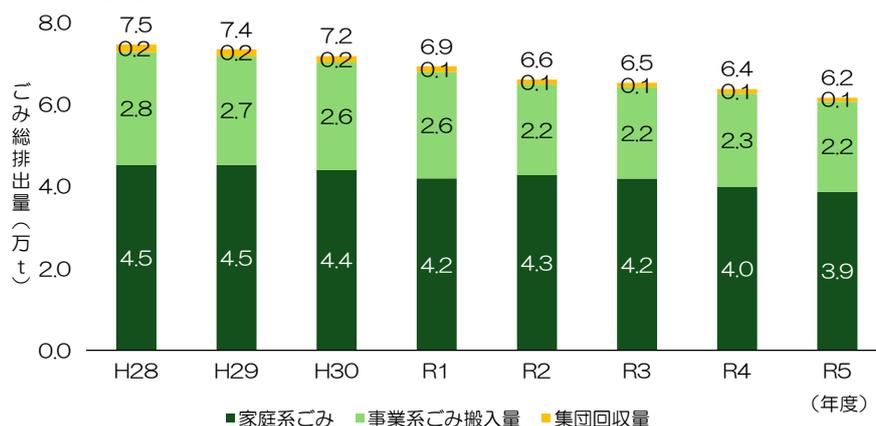
## 弘前市のごみ処理の現状

## ◆ごみの排出状況

ごみの排出割合は、家庭系ごみが約 6 割、事業系ごみが約 4 割を占めています。ごみの総排出量は緩やかに減少傾向で推移しています。

家庭系ごみは約 8 割を燃やせるごみが占め、事業系ごみは 9 割以上を燃やせるごみが占めており、排出されるごみの大部分が燃やせるごみとなっています。

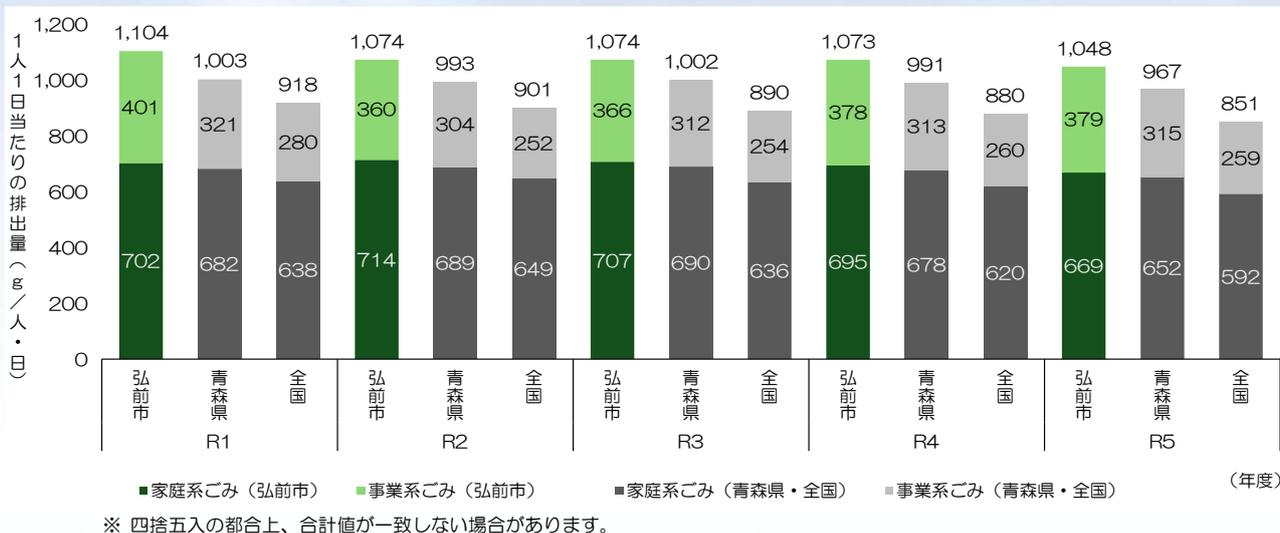
また、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも、燃やせるごみの約 7 割が、厨芥類（調理くず、食べ残しなどの生ごみ）、プラスチック類、リサイクル可能な紙類で占められており、生ごみの水切りや資源物の分別を徹底していく必要があります。



### ◆1人1日当たりのごみ排出量

本市におけるごみの排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも青森県及び全国の排出量と比較して多い状況が続いているものの、「1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）」については、令和5年度に前計画の目標を2年前倒して達成しており、改善の傾向が見られます。

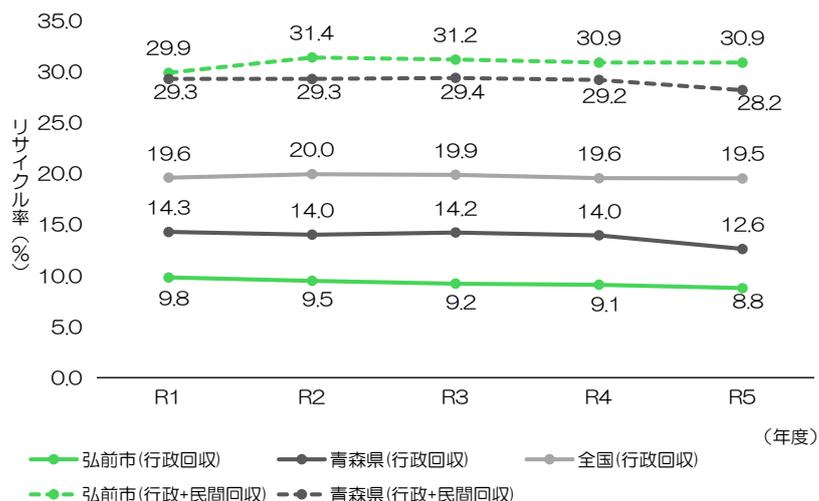
令和5年度のごみの排出量（1,048g/人・日）は、青森県内40市町村のうち33位となっています。



### ◆リサイクル率

本市の令和5年度のリサイクル率（行政回収）は8.8%と、全国の平均19.5%及び青森県の平均12.6%を下回っています。

一方で、スーパーなどの民間事業者による回収が活発化しており、本市の実質リサイクル率（行政+民間回収）は30.9%と、青森県の平均28.2%を上回っています。

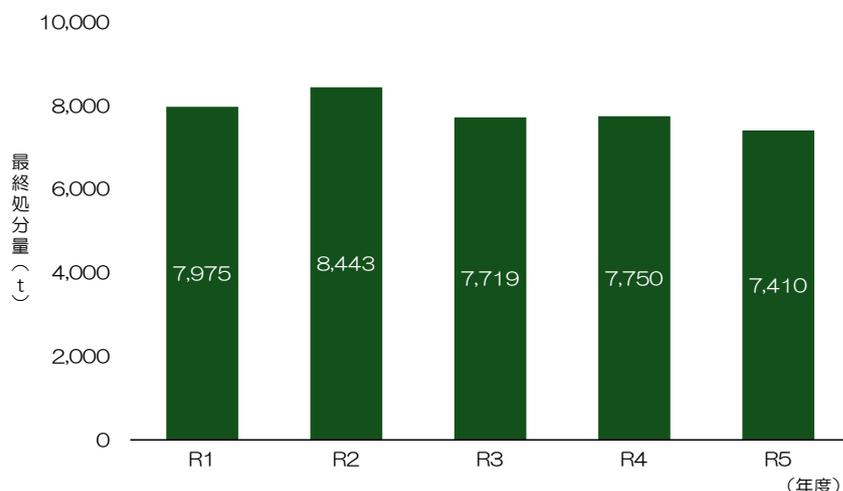


### ◆最終処分量

最終処分量は、令和2年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。

また、最終処分量のほとんどは焼却残さ※となっています。

※焼却残さ：ごみを燃やしたあとに残る焼却灰やばいじんなどの燃えかす



## ごみ処理の課題

これまで市民・事業者・行政の協働により、ごみの適正排出、減量化・資源化に向けた取組を進めてきた結果、ごみ処理の状況は前計画策定時と比べて概ね改善傾向にあるものの、1人1日あたりのごみ排出量やリサイクル率は、国や青森県の平均に届いていない状況です。

また、本市では、燃やせるごみに含まれるプラスチックの割合が約25%を占めており、焼却時の二酸化炭素を多く排出する一因となっています。「ゼロカーボンシティひろさき」の実現やSDGs推進の観点からも地球温暖化防止に向けて二酸化炭素排出量の削減が求められます。

本計画においては、市民・事業者・行政の3者が互いに連携・協力し、市全体で積極的にごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要となっています。

### 本市の主なごみ処理課題

【排出抑制】	家庭系ごみ・事業系ごみの更なる減量化
【3者協働】	市民・事業者・行政の協働による、ごみの減量化・資源化に向けた取組の強化
【リサイクル率】	ごみの資源化、リサイクル率の底上げに向けた更なる取組の推進
【ごみの分別】	家庭系ごみ・事業系ごみの適正分別とリサイクルの推進
【食品ロス】	食品ロス削減による、ごみ減量化の推進
【処理体制の維持・整備】	将来的なごみ処理体制の検討 災害廃棄物や感染症流行時の体制整備
【地球温暖化防止】	地球温暖化防止や循環型社会の形成を踏まえた減量化・資源化に向けた新たな取組の検討

## 目標値の設定

本計画では、達成すべき数値目標として、「1人1日あたりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「実質リサイクル率」、「1人1日あたりのごみ焼却量」、「1人1日あたりの最終処分量」について目標値を設定します。なお、「1人1日あたりのごみ焼却量」は前計画では設定していないもので、本計画より新たに設定するものです。

項目	基準年度 (令和5年度)	数値目標	
		中間年度 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	1,048	915	835
家庭系ごみ(g/人・日)	669	585	535
事業系ごみ(g/人・日)	379	335	300
リサイクル率(%)	8.8	11.5	15.0
実質リサイクル率(%)	30.9	35.0	40.0
1人1日あたりのごみ焼却量(g/人・日)	955	830	710
1人1日あたりの最終処分量(g/人・日)	125	112	100

## 基本理念

# 未来へつなぐ 持続可能な「循環のまち弘前」

私たちが快適に暮らしていくためには、豊かな自然環境と清潔で魅力的な都市生活環境を保つことが重要であり、循環型社会の形成を目指した取組が欠かせません。

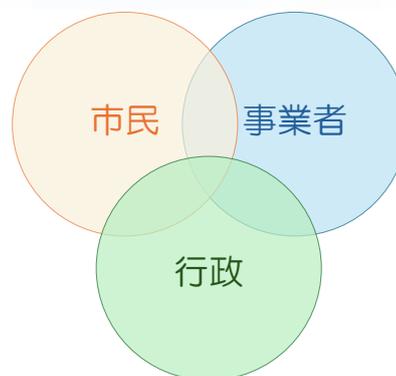
安心して暮らせるまちを次の世代へつないでいくために、限られた資源を有効に活用し、循環的な利用を促進することで、持続可能な循環型社会を構築するとともに、ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の形成を推進することが求められます。

本計画では、基本理念を上のとおり定め、市民・事業者・行政の3者が協働し、ごみの減量化・資源化を進める主体的な取組を一層推進していきます。

## 施策の基本方針

### 【基本方針1】3者の協働を軸とした取組の実施

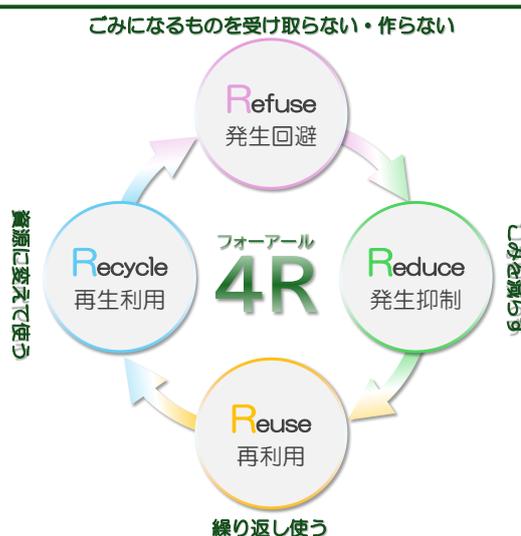
市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、市全体が一丸となってごみ減量化・資源化に取り組むために、わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るとともに、多くの市民・事業者が主体的に参画できる取組を積極的に実施します。



### 【基本方針2】減量化・資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成するためには、減量化・資源化の推進が重要となります。本計画では市民、事業者、行政が4R※を実践することにより、減量化及び資源化の推進に取り組みます。

※ 4Rとは Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）のごみを減らすためのRではじまる4つの行動です。



### 【基本方針3】効率的なごみ処理体制の確立

将来の人口減少や施設の老朽化に備えるとともに、ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理を行い、環境に配慮したごみ処理システム体制構築を検討します。

## ごみ減量化・資源化のための主な施策

施策には、基本理念及び基本方針に基づき、市民・事業者・行政の3者が協働して実施する施策を設定します。

### 市民の役割・取組

役割…使い捨てのライフスタイル（生活様式）を改め、ごみの減量化・再生利用を念頭においた、環境にやさしいライフスタイルを心がけます。

4R行動	取り組む場面	主な施策（取組）
発生回避 （リフューズ）	ものを買うとき	・不要なものは購入しないようにするとともに、過剰な容器包装の受け取りを控えます。
	ものを買うとき	・長期間使用が可能なもの、修理が可能なものを購入し、物を大切に使います。
発生抑制 （リデュース）	ものを使うとき	・物を修理して使うなど、できるだけ長く使用します。
	ものを食べるとき	・使いキリ、食べキリを実践します。 ・生ごみを減らす調理方法やマイ箸の利用を実践します。
	ごみを出すとき	・水キリを実践します。 ・分別収集のマナーを守り、適切にごみを分別・排出します。
再使用 （リユース）	ものを買うとき	・フリーマーケット、リユースショップ、古本屋を活用します。
	ものを使ったあと	・まだ使用が可能なものは、市が設置している衣類回収ボックス、古着屋、リサイクルショップなどを活用します。
	ものを買うとき	・再生品を購入します。
再生利用 （リサイクル）	ものを使ったあと	・資源ごみは行政回収や民間回収などを活用します。 ・使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ・ごみ出しにおいては、排出ルールを順守します。

### 事業者の役割・取組

役割…ごみの減量化や資源の有効活用に努め、リサイクルの推進や資源を循環的に活用するサーキュラーエコノミー\*の推進等、環境に配慮した事業活動を行います。

4R行動	取り組む場面	主な施策（取組）
発生回避 （リフューズ）	企画・生産過程	・廃棄物の少ない製品を製造するよう、生産工程を工夫します。 ・包装材・梱包材を削減します。
	企画・生産過程	・紙と電子媒体の使い方の工夫により、ごみの発生抑制につながります。
発生抑制 （リデュース）	販売・流通過程	・食材の使い切り、ばら売り販売（青果等）を充実させ、食品ロスの削減に取り組みます。
	企画・生産過程	・使用済製品や部品を再利用します。
再使用 （リユース）	販売・流通過程	・包装材・梱包材などを繰り返し使用します。 ・使い捨て容器から繰り返し利用できる容器といった、再使用可能用品への転換を可能な限り推進していきます。
	企画・生産過程	・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。
再生利用 （リサイクル）	企画・生産過程	・オフィス町内会を積極的に活用します。
	販売・流通過程	・環境に優しい商品の販売に努め、処分・処理がしやすい商品を販売するよう配慮します。 ・販売・流通に伴い発生した梱包材は適切に資源化します。

\* サークュラーエコノミーとは、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会の実現と経済成長の両立を目指す経済システムのことで。

## 行政の役割・取組

役割…プラスチック資源のリサイクル推進に加え、新しい資源循環の構築を検討し、市民及び事業者とともに減量化・資源化に向けた主体的な取組を推進します。

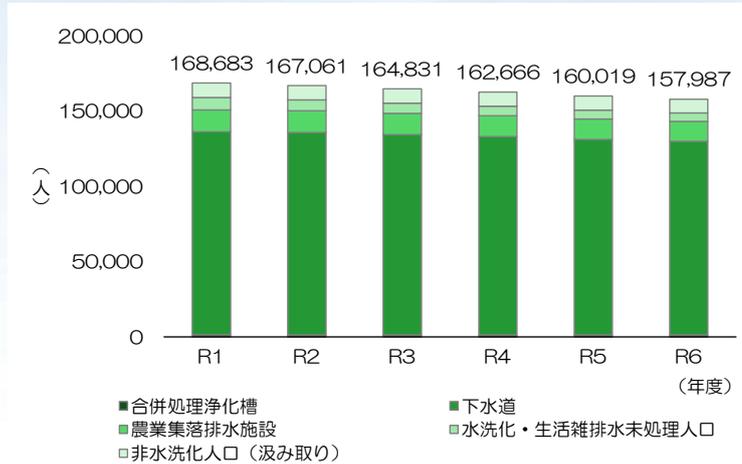
分類	主な施策（取組）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やインターネット等、様々な媒体による情報発信を強化します。</li> <li>・環境教育を充実させ、様々な施策と組み合わせて実施します。</li> <li>・3K運動（水キリ・食ベキリ・使いキリ）を推進します。【リデュース】</li> <li>・食品ロスの発生抑制・再資源化を推進します。【リデュース】</li> <li>・新聞、雑誌・雑がみ回収を推進します。【リサイクル】</li> <li>・<b>プラスチック資源のリサイクルを推進します。【リサイクル】</b></li> <li>・事業系ごみの適正分別・適正排出を推進します。</li> <li>・使用済小型家電リサイクルを推進します。【リサイクル】</li> <li>・衣類回収を推進します。【リユース】</li> <li>・民間回収を推進します。【リサイクル】</li> <li>・グリーン購入を推進します。</li> </ul>
ルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者に対する減量計画の作成指導を行います。</li> <li>・焼却施設における展開検査を実施します。</li> <li>・資源化可能なごみや不適正な事業系ごみについて、焼却施設における搬入規制を行います。</li> </ul>
経済的動機付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源回収運動を推進します。</li> <li>・環境負荷の低減効果や市民意識への影響等を検証し、より効果的なごみ減量施策を検討していきます。</li> <li>・事業系ごみの処分手数料の適正化等を適時検討します。</li> </ul>
市民や事業者の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量等推進員を配置することにより、適正なごみ分別方法などの排出ルールが浸透するように努めていきます。</li> <li>・オフィス町内会を推進していきます。</li> <li>・エコストア・エコオフィス制度の普及拡大を行っていきます。</li> </ul>
ごみ処理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制（分別区分、収集日程、業務委託体制等）の効率化について検討していきます。</li> <li>・ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命を図っていきます。</li> </ul>
その他施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ等（バイオマス）の収集と活用に関する研究を行います。</li> <li>・紙おむつのリサイクルに関する研究を行います。【リサイクル】</li> <li>・大型ごみのリユースサービスを検討します。【リユース】</li> <li>・枝葉の活用（堆肥等の資源化）を検討します。</li> <li>・環境美化活動等に関する表彰制度を検討します。</li> <li>・資源化が可能なものは中間処理を行って資源化業者に引渡すといった、環境負荷の低減を図るための適正な処理システムを構築していきます。</li> <li>・<b>ごみ集積所への区域外からの持ち込み防止対策を検討します。</b></li> <li>・不法投棄・不法回収に対する対策強化を行います。</li> <li>・野焼き・不適正処理に対する対策を行っていきます。</li> <li>・ごみを集積所まで出すことが困難な住民の利便性向上のため、ごみ出しサポート事業の利用要件の見直しや収集体制の効率化に努めていきます。</li> <li>・災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に実施します。</li> <li>・感染症が流行した際でも、安定的な処理を継続できるよう、収集や処分の指導やごみ出しの周知を行います。</li> <li>・タイヤなどの処理困難物を集積所に出さないよう、周知徹底を図ります。</li> <li>・市の実情を踏まえて、一般廃棄物処理業の許可の適正化を図ります。</li> </ul>

# 生活排水処理基本計画

## 弘前市の生活排水の排出・処理の状況

本市における生活排水の排出及び処理において、「し尿処理」は、下水道、農業集落排水施設、し尿等希釈投入施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の5つの方法で行っています。また、「生活雑排水の処理」は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の3つの方法で行い、それ以外は河川などに未処理で排出されています。

計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、年々減少しており、令和6年度は令和元年度に比べ10,696人減少して157,987人となっています。これに伴い、水洗化・生活雑排水処理人口（合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設）、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）、非水洗化人口（汲み取り）とも減少しています。



## 目標値の設定

本計画では、「生活排水処理率」、「水洗化・生活雑排水処理人口」の2つについて、達成すべき数値目標を設定します。

### 生活排水処理の目標

	実績値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
生活排水処理率 (汚水衛生処理率)	90.6%	93.9%	97.0%

### 処理人口の内訳

	実績値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標年度 (令和17年度)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	157,987人	147,904人	138,286人
水洗化・生活雑排水処理人口	143,170人	138,866人	134,137人

## し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、下水道等の普及や人口の減少などの影響により減少するものと見込まれます。

区分	実績値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標 (令和17年度)
し尿汲み取り量	2,973 t/年	1,773 t/年	761 t/年
浄化槽汚泥量	13,372 t/年	11,953 t/年	10,703 t/年

## 施策の基本方針

本市の地域特性にあった施設整備を総合的に推進するための基本方針を、次のとおり定めます。

### 基本方針 1

本市の生活排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による処理を基本とします。

### 基本方針 2

公共下水道事業計画区域内及び農業集落排水施設区域内においては、すべての家庭、事業所などが下水道または農業集落排水へ接続するよう普及を促進します。

### 基本方針 3

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水施設整備区域以外の地域は、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、すでに単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

### 基本方針 4

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理体制を確立します。

## 施設整備計画と普及啓発

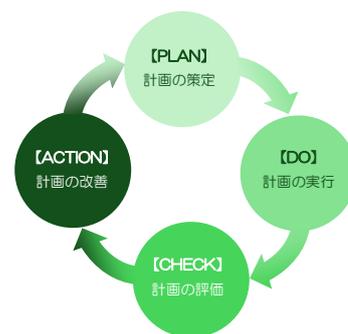
本市の下水道事業は昭和 37 年から工事に着手し、高度経済成長期に集中的に整備された下水道施設や管渠が多く存在しており、今後施設の老朽化が急激に進みます。今後は下水道管路や下水処理施設等の耐震化に加え、標準耐用年数を迎える下水道施設の計画的な改築、更新を行っていきます。

また、家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁要因となることを広く周知し、生活雑排水対策の必要性、重要性について定期的な広報、啓発活動を実施します。

## 計画の推進に向けて

計画の実効性を高め、円滑かつ効果的に実行していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと協働し、目標の達成に向けて努力していく必要があります。

本計画を推進するにあたり、PLAN（計画の策定）、DO（計画の実行）、CHECK（計画の評価）、ACTION（計画の見直し）のPDCA サイクルにより、継続的に改善を図っていきます。



令和 8 年 4 月発行

編集・発行 弘前市 市民生活部 環境課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1

電話：0172-32-1969（直通） Mail：kankyou@city.hirosaki.lg.jp